

制定：平成 20 年 3 月 10 日

改正：平成 30 年 5 月 14 日

文京区立千駄木小学校 PTA 選挙細則

第 1 章 総則

(定義)

第 1 条 この規約は、千駄木小学校 PTA 規約に基づく役員及び会計監査の選挙に関する細則である。

(選出)

第 2 条 役員及び会計監査は総会において選挙で決める。選挙は 3 月中に臨時総会を開催し実施する。但し、本細則第 3 条 1 項乃至 2 項による候補者の無い場合、臨時総会の開催及び選挙は省略し、5 月に開催される定期総会にて本細則第 3 条 3 項による指名候補者の承認を得るものとする。

(候補者)

第 3 条 役員及び会計監査候補者は下記の 3 種とする。

1. 立候補者：

自ら立候補した会員で、本人が届け出る。

2. 推薦候補者：

5 名以上の会員が推薦し、推薦者連署の上、本人の同意捺印を得て代表者が届け出る。

3. 指名候補者：

指名委員会が被指名者の同意を得て推薦した者で、指名委員会が届け出る。

(届出)

第 4 条 立候補者、推薦候補者の届け出方法と期日は下記の通りとする。

1. 届け出方法：

会長あて文書

2. 届け出期日：

2 月末日

第 2 章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会)

第 5 条 選挙を実施する際には、公正を期するために選挙管理委員会設ける。

1. 選挙管理委員会は役員及び会計監査選挙に関する事務を担当し、役員確定後は解散する。

2. 選挙管理委員会は企画委員会の承認を得て、保護者より 3 名、教職員より 1 名を会長が委嘱する。

(選挙管理委員長)

第 6 条 選挙管理委員長は、委員の互選とする。

(選挙管理委員の制約)

第 7 条 選挙管理委員は、委員のままで、役員または会計監査に立候補することは出来ない。

第 3 章 選挙及び就任

(選挙)

- 第 8 条
1. 役員のうち、会長は単記無記名投票、他の役員及び会計監査は、複数名連記無記名投票により選出する。
 2. 高点得点者から定数までを当選とする。

(欠員の補充)

第 9 条 役員及び会計監査に欠員の生じた場合は、その都度この規約に準じて選出する。

(発効)

第 10 条 本細則は、平成 30 年 5 月 14 日より施行する。